

金融円滑化にかかる基本方針、体制の概要および実施状況

神奈川県信用農業協同組合連合会（以下「当会」といいます。）は、農業および地域金融における円滑な資金供給を最も重要な社会的役割の一つと位置づけ、その実現に向けて取り組んでおります。

今般、「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」は終了しましたが、引き続き当会の金融円滑化にかかる措置の実施状況について公表いたします。

金融円滑化にかかる実施状況は、下記の資料を参照願います。

- 第1 金融円滑化にかかる措置の実施に関する方針
- 第2 金融円滑化にかかる措置の状況を適切に把握するための体制の概要
- 第3 金融円滑化にかかる措置に関する苦情相談を適切に行うための体制の概要
- 第4 金融円滑化にかかる措置をとった後において、当該措置にかかる中小企業者の事業についての改善又は再生のための支援を適切に行うための体制の概要
- 第5 貸付条件の変更等の実施状況

第1 金融円滑化にかかる措置の実施に関する方針

当会では、金融の円滑化に関する基本方針を定めた「金融円滑化にかかる基本方針」を、以下のとおり制定しております。

金融円滑化にかかる基本方針

神奈川県信用農業協同組合連合会（以下「当会」といいます。）は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当会の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当会の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取り組んでまいります。

- 1 当会は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めます。
- 2 当会は、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客さまの経営改善に向けた取り組みをご支援できるよう努めてまいります。
また、役職員に対する研修等により、上記取り組みの対応能力の向上に努めてまいります。
- 3 当会は、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの経験等に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うように努めてまいります。
また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めてまいります。
- 4 当会は、お客さまからの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談および苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めてまいります。
- 5 当会は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みについて、関係する他の金融機関等（政府系金融機関、農業信用基金協会等を含む。）との緊密な連携を図るよう努めます。
また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客さまの同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。
- 6 当会は、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来る

よう、必要な体制を整備いたしております。

具体的には、

- (1) 理事長以下、理事・部長を構成員とする「コンプライアンス会議」で金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。個別案件の適切性等具体的方策は「金融円滑化協議会」で協議します。
- (2) 運用担当理事を「金融円滑化統括管理者」として、当会全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
- (3) 食農営業部を金融円滑化の担当部署とし、金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。

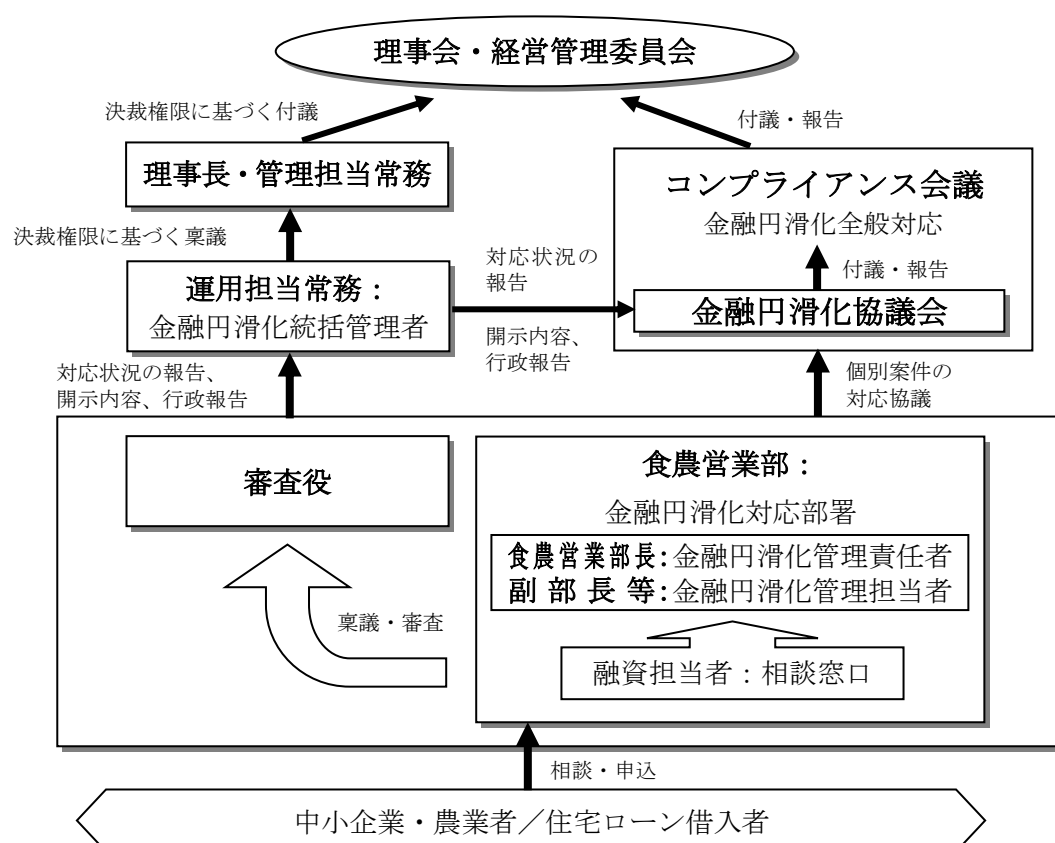
7 当会は、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

第2 金融円滑化にかかる措置の状況を適切に把握するための体制の概要

当会では、金融円滑化にかかる措置を適切に把握し対応するため、以下の体制を整備しております。

- (1) 理事長以下、関係理事・部長を構成員とする「金融円滑化協議会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議することとしております。また、協議内容については、定期的にコンプライアンス会議へ報告することとしております。
- (2) 運用担当理事を「金融円滑化統括管理者」、食農営業部長を「金融円滑化管理責任者」とし、当会の金融円滑化にかかる対応状況を把握することとしております。
- (3) 食農営業部を「金融円滑化対応部署」とし「金融円滑化管理担当者」を定め、金融円滑化の方針や施策の徹底に努めることとしております。
- (4) 金融円滑化にかかる取引の実施状況について、記録を作成し、当該記録は取引終了後5年間保存することとしております。

《対応状況を把握する体制の概要図》



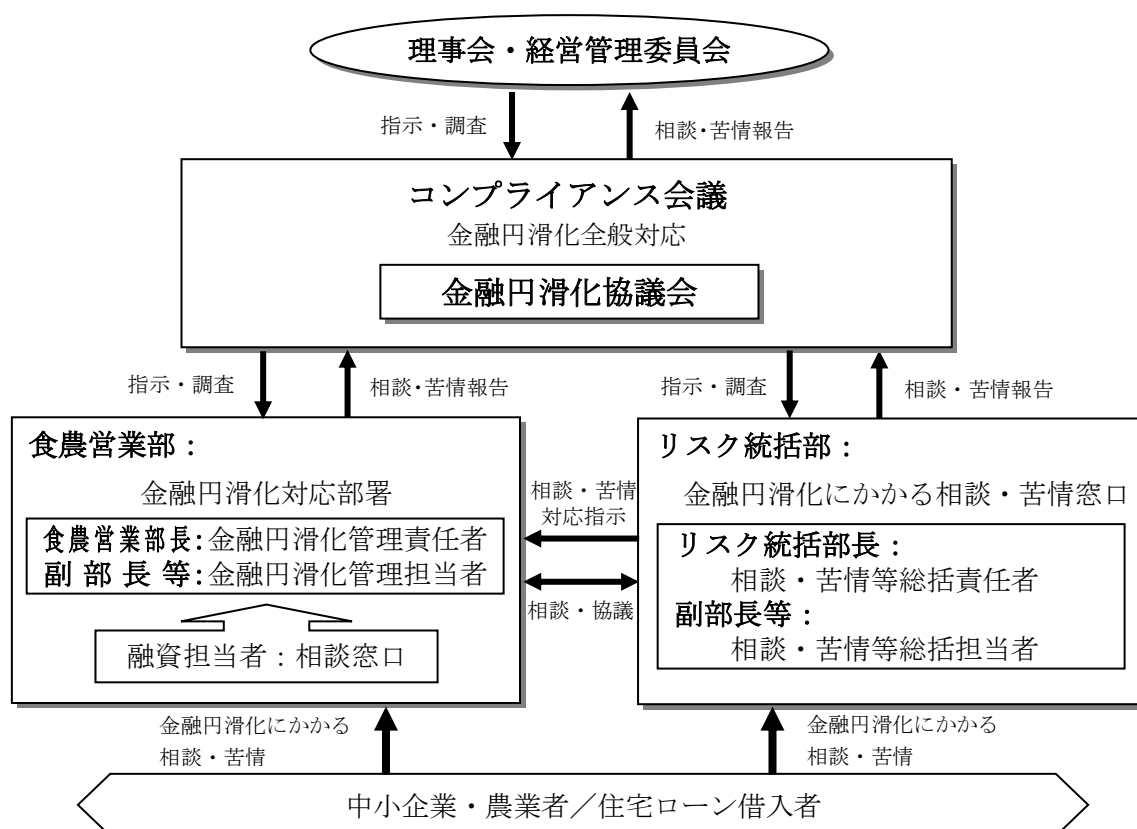
第3 金融円滑化にかかる措置に関する苦情相談を適切に行うための体制の概要

当会では、お客さまからの貸付条件の変更等にかかる苦情相談を適切に行うため、以下のとおり体制を整備しております。

- (1) お客さまからの、金融円滑化にかかるご相談の窓口を食農営業部に設置しています。
- (2) お客さまからの、当会の金融円滑化にかかる措置に対する苦情については、リスク統括部に苦情等受付窓口を設置しております。

苦情を受け付けた場合には、当会所定の手続きに従って、速やかにリスク統括部、食農営業部が連携のうえ、適切な対応を実施する体制を整備しております。

《 苦情・相談対応の体制の概要図 》



第4 金融円滑化にかかる措置をとった後において、当該措置にかかる中小企業者の事業 についての改善又は再生のための支援を適切に行うための体制の概要

当会では、農業事業者や中小事業者のお客さまに対する経営相談、経営改善支援等を適切に行うため、以下のとおり体制を整備しております。

- (1) 金融円滑化対応部署を中心に、貸付条件の変更等を行ったお客さまの経営状況や経営改善計画の進捗状況を継続的に把握し、必要に応じて経営改善又は再生のための助言等を行う等、お客さまへの支援について真摯に取り組みます。
- (2) また、経営相談、経営改善・再生のための支援能力向上のため、当会職員に対し、必要な研修・指導を行っております。

第5 貸付条件の変更等の実施状況（～平成25年度）

（債務者が中小企業者である場合）

（単位：百万円）

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末	平成23年 12月末	平成24年 3月末	平成24年 6月末	平成24年 9月末	平成24年 12月末	平成25年 3月末	平成25年 6月末	平成25年 9月末	平成25年 12月末	平成26年 3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	345	771	1,465	1,885	2,403	2,971	3,680	3,715	3,954	4,242	4,871	4,871	5,231	5,551	6,164	6,164	6,286	6,694
うち、実行に係る貸付債権の額	308	659	673	1,651	2,035	2,646	2,713	3,390	3,629	3,917	3,917	4,546	4,905	5,226	5,226	5,839	5,839	6,223
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権の額	37	13	694	0	134	0	641	0	0	0	628	0	0	0	613	0	121	144
うち、取り消しに係る貸付債権の額	0	98	98	234	234	325	325	325	325	325	325	325	325	325	325	325	325	325

（単位：件）

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末	平成23年 12月末	平成24年 3月末	平成24年 6月末	平成24年 9月末	平成24年 12月末	平成25年 3月末	平成25年 6月末	平成25年 9月末	平成25年 12月末	平成26年 3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	4	10	12	16	22	31	34	36	39	43	44	44	47	52	53	53	54	59
うち、実行に係る貸付債権の数	3	8	9	14	19	28	30	33	36	40	40	41	44	49	49	50	50	55
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権の数	1	1	2	0	1	0	1	0	0	0	1	0	0	0	1	0	1	1
うち、取り消しに係る貸付債権の数	0	1	1	2	2	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3

(債務者が住宅資金借入者である場合)

(単位：百万円)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末	平成23年 12月末	平成24年 3月末	平成24年 6月末	平成24年 9月末	平成24年 12月末	平成25年 3月末	平成25年 6月末	平成25年 9月末	平成25年 12月末	平成26年 3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	0	37	67	98	98	133	165	213	213	245	245	245	253	280	307	307	307	330
うち、実行に係る貸付債権の額	0	37	67	98	98	133	162	213	213	245	245	245	245	280	307	307	307	330
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権の額	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	7	0	0	0	0	0
うち、取り消しに係る貸付債権の額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(単位：件)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末	平成23年 12月末	平成24年 3月末	平成24年 6月末	平成24年 9月末	平成24年 12月末	平成25年 3月末	平成25年 6月末	平成25年 9月末	平成25年 12月末	平成26年 3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	0	2	3	6	6	8	11	12	12	14	14	14	15	17	18	18	18	20
うち、実行に係る貸付債権の数	0	2	3	6	6	8	9	12	12	14	14	14	14	17	18	18	18	20
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権の数	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
うち、取り消しに係る貸付債権の数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

第5 貸付条件の変更等の実施状況（平成26年度～）

（債務者が中小企業者である場合）

（単位：件）

	平成26年 6月末	平成26年 9月末	平成26年 12月末	平成27年 3月末	平成27年 6月末	平成27年 9月末	平成28年 3月末	平成28年 9月末	平成29年 3月末	平成30年 3月末	平成31年 3月末	令和2年 3月末	令和3年 3月末	令和4年 3月末	令和5年 3月末	令和6年 3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	60	60	60	64	65	65	68	70	71	71	73	80	88	94	97	102
うち、実行に係る貸付債権の数	56	57	57	60	61	62	65	67	67	68	70	74	85	91	94	99
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権の数	1	0	0	1	1	0	0	0	1	0	0	3	0	0	0	0
うち、取下消に係る貸付債権の数	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3

（債務者が住宅資金借入者である場合）

（単位：件）

	平成26年 6月末	平成26年 9月末	平成26年 12月末	平成27年 3月末	平成27年 6月末	平成27年 9月末	平成28年 3月末	平成28年 9月末	平成29年 3月末	平成30年 3月末	平成31年 3月末	令和2年 3月末	令和3年 3月末	令和4年 3月末	令和5年 3月末	令和6年 3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	20	20	20	22	23	23	25	26	26	27	28	29	30	31	32	33
うち、実行に係る貸付債権の数	20	20	20	22	23	23	25	26	26	27	28	29	30	31	32	33
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権の数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、取下消に係る貸付債権の数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

第5 貸付条件の変更等の実施状況（令和7年度～）

（債務者が中小企業者である場合）

（単位：件）

	令和7年 3月末	令和8年 3月末	令和9年 3月末	令和10年 3月末	令和11年 3月末	令和12年 3月末	令和13年 3月末	令和14年 3月末	令和15年 3月末	令和16年 3月末	令和17年 3月末	令和18年 3月末	令和19年 3月末	令和20年 3月末	令和21年 3月末	令和22年 3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	106															
うち、実行に係る貸付債権の数	103															
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0															
うち、審査中の貸付債権の数	0															
うち、取り下げに係る貸付債権の数	3															

（債務者が住宅資金借入者である場合）

（単位：件）

	令和7年 3月末	令和8年 3月末	令和9年 3月末	令和10年 3月末	令和11年 3月末	令和12年 3月末	令和13年 3月末	令和14年 3月末	令和15年 3月末	令和16年 3月末	令和17年 3月末	令和18年 3月末	令和19年 3月末	令和20年 3月末	令和21年 3月末	令和22年 3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	34															
うち、実行に係る貸付債権の数	34															
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0															
うち、審査中の貸付債権の数	0															
うち、取り下げに係る貸付債権の数	0															

※ 件数の開示について

- ・平成27年9月末まで…四半期の件数を開示
- ・平成28年3月末から平成29年3月末…半期の件数を開示
- ・平成29年4月1日以降…年次で1年間の件数を開示

※ 平成26年度から監督官庁の指示により、件数のみの開示に変更しております。

以 上